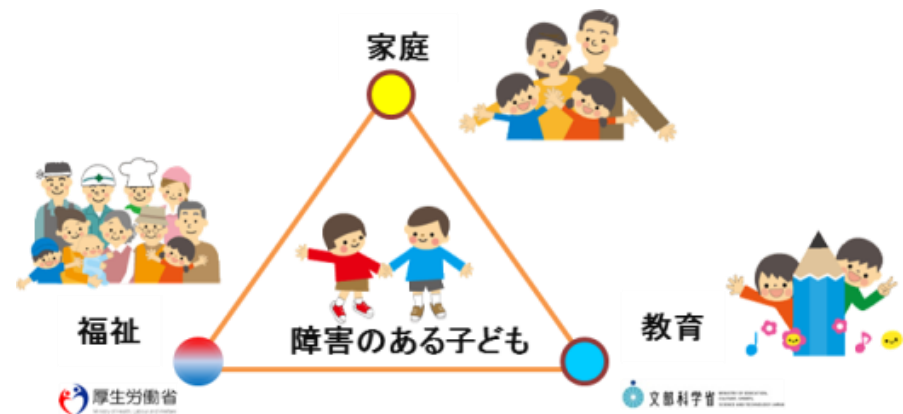


トライアングルプロジェクトについて

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

平成30年11月26日（月）



発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠。

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について（平成24年4月18日事務連絡）

- 障害児通所支援の一つとして、「放課後等デイサービス」(*)を創設
(*)授業の終了後または休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
- 学校と事業所における支援内容の一貫性の確保、学校・事業所・保護者の連携の必要性

教育再生実行会議第十次提言（平成29年6月1日）

- 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの、関係部局と連携した切れ目のない支援体制の整備等の推進
- 教育・福祉の連携・協力の実質化に向けた枠組みの構築の必要性

教育と福祉の連携について・・・

学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携がまだまだ不十分である。

 平成29年12月 「**家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト**」を立ちあげ。

家庭と教育と福祉の連携

「トライアングル」プロジェクト

～障害のある子と家族をもっと元気に～

1. 趣旨

障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害など障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められている。この度、文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の在り方について検討する。

2. 検討事項

教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。

3. 期間

平成29年12月14日から平成30年 3月31日

4. 構成員

文部科学副大臣 丹羽 秀樹
厚生労働副大臣 高木 美智代

文部科学省

初等中等教育局長
初等中等教育局審議官
初等中等教育局特別支援教育課長
初等中等教育局特別支援教育企画官

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室長

5. 開催経緯

○第1回（H29.12月14日（木））

1. プロジェクトチームの設置について
2. 教育と福祉の連携を行っている地方自治体の好事例について
 - ・大阪府箕面市からのヒアリングについて
 - ・新潟県三条市からのヒアリングについて

○第2回（H30.1月30日（火））

1. 教育と福祉の連携について、家族、支援者からご意見
 - ・一般社団法人日本自閉症協会からのヒアリング
 - ・一般社団法人全国児童発達支援協議会（CDS）からのヒアリング
2. 課題の整理とその解決に向けた具体的方策について自由討議

○第3回（H30.3月29日（木））

1. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告案について
～障害のある子とその家族をもっと元気に～

文部科学省HP

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm)

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

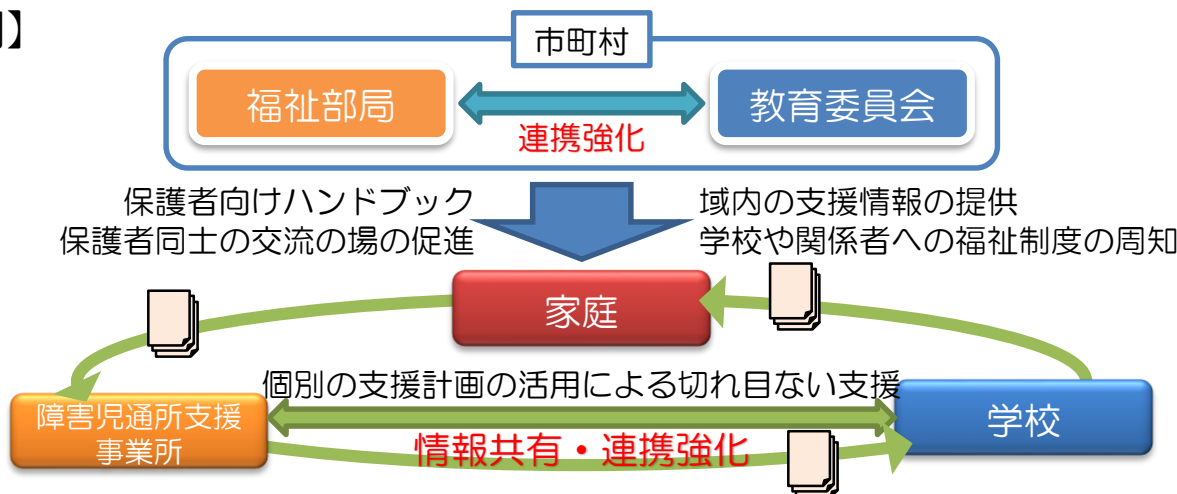
- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

- (厚生労働省)
- ・放課後等デイサービスガイドラインの改定
 - ・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



- (文部科学省)
- ・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
 - ・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

トライアングルプロジェクトにおける検討 (1. 教育と福祉の連携に係る事項)

【現状・課題】

- 学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない。



- ・円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。
- ・対象の幼児児童生徒に対し、一貫した支援となっていない。



【今後の対応策】

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置

：

- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知

：

- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化

： H28～30 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業
(放課後等福祉連携支援事業)

H31要求 教育と福祉の連携支援事業

- 個別の教育支援計画の活用促進

： 保護者や関係機関と連携した計画の作成

教育と福祉の連携の一層の促進について（平成30年5月24日通知）で、事業の取組事例を紹介

学校教育法施行規則の一部改正
(平成30年8月27日)

背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が課題として挙げられた。

- 教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
- 保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

目的・目標

各自治体において、関係部局の連携のもと、学校と障害児通所支援事業所について、現状を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の在り方を研究する。

事業内容

都道府県・市区町村 4 地域

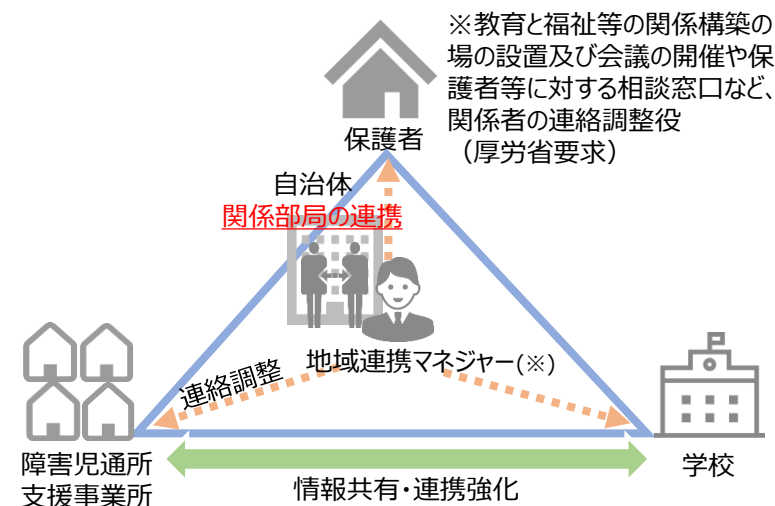
○現状の把握と分析

学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成

- ・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定（センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等）
- ・相互理解の促進（教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等）
- ・年間を通じて関係者の間で交わすべき情報の整理
- ・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
- ・保護者の同意を含む、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別的教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

○調査分析支援員の配置



情報共有・連携強化の手法の研究（本事業）

現状を把握、分析した上で、連携にあたって取り組むべき事項について波及性のあるマニュアルを作成。

成果、事業を実施して、期待される効果

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。

教育と福祉の連携に関する当課の事業（委託）

H28～30

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 放課後等福祉連携支援事業

福祉連携校を指定した上で、福祉機関との情報交換や連携体制の構築、保護者の同意も含めた連携の手法の研究等についてモデル事業を実施。（5団体で実施）。取り組み事例として、成果を他の自治体にも広く共有。



「トライアングルプロジェクト」で出てきた課題に加え、自治体や関係者へのヒアリング等で出てきた課題

- ・多数の福祉機関がある中で、各自治体における連携の実態把握がまだ十分ではなく、また、学校単位で連携構築を進めるのは難しい。
- ・多忙な教員にとって、連携促進に向けた検討の場を設け、双方で共有する情報を整理すること等は、そもそも時間がとれず、また、非常に負担感が大きい。
- ・小中学校等で連携がなかなかうまくいっていない一方で、特別支援学校は、福祉事業所との連携が進んでおり、センター的機能の発揮が期待される。



H31要求

教育と福祉の連携支援事業（H31要求 11百万円（4箇所））

センター的機能としての特別支援学校の位置づけも含め、波及効果のある連携のマニュアル作成に向けたモデル事業。

切れ目ない支援体制整備充実事業

2019年度要求・要望額 1,910百万円
(前年度予算額 1,600百万円)



背景説明

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。



目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

◇補助対象者 都道府県・市区町村、学校法人

◇補助率 1/3

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

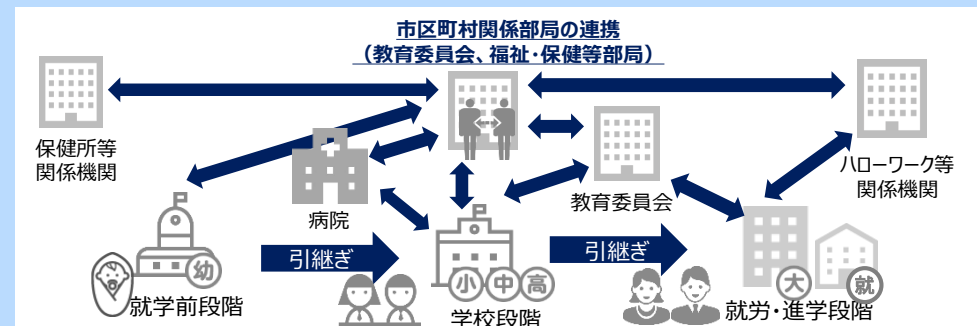
・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、就学前段階から進学・就労段階にわたり、各学校等で個別の支援情報に関する「個別的教育支援計画」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で

、その内容が適切に引き継がれる仕組みの整備

・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）

・教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備

・上記取組における普及啓発



Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



② 外部専門家（348人）

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

学校教育法施行規則の一部改正について（H30.8）

1. 趣旨

平成30年3月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

※個別の教育支援計画について

- ・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。
- ・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

2. 概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○ 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導を受けている児童生徒について準用する。

3. 公布・施行

平成30年8月27日

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について (平成30年8月27日付30文科初第752号文部科学省初等中等教育局長通知) (抄)

【留意事項】

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

(1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。

(2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。

(3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。

(4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。…

(略) …

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

(5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。… (略) …

(6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。… (略)

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

…長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。… (略) …

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

トライアングルプロジェクトにおける検討 (2. 保護者支援に係る事項)

【現状・課題】

- 乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散している。
- ➡
 - ・保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。
 - ・周囲に相談できる人がいなく、孤立する場合も。

【今後の対応策】

- 保護者支援のための相談窓口の整理
 - ：相談窓口の一本化など
- 保護者支援のための情報提供の推進
 - ：保護者向けハンドブックの作成など分かりやすい情報提供
- 保護者同士の交流の場等の促進
 - ：ペアレントメンター制度の活用（厚労省事業）
- 専門家による保護者への相談支援
 - ：ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの案内など（厚労省事業）

教育と福祉の連携の一層の促進について
（平成30年5月24日通知）で、好事
例を紹介

ハンドブックのひな型の提示（平
成30年8月29日通知）で、好
事例を紹介

保護者向けハンドブックのひな型の提示（平成30年8月29日付け事務連絡） -1

保護者の方へ

子育ての困りごと、ありませんか？

うちの子って…

友達や周りの大人と

- 一方的に話すことが多い
- あまり人と関わらず、一人遊びが多い

日常生活で

- 落ち着きがない、集中力がない
- 破ろうとしているわけではないのにルールや約束事が守れない
- 支度や片付けが苦手
- 人混み、大きな音、光などの刺激が苦手
- 急な予定変更があると、パニックになる

運動や学習面で

- 言葉が遅い
- 授業中に教室から飛び出してしまう
- 文字を書くことや読むことが難しい

一人で悩まないでください。

お子さんのこのような行動や状況は、育て方のせいではありません。お子さんのせいでもありません。この冊子では、子育てをみんなで支えあうための、ご家庭での工夫や相談機関等のサポートについてご紹介します。

平成30年 ○○市

困ったときは相談してください。

○○市の相談窓口

※作成メモ：自治体における相談窓口をリスト化してください。

○○市

発達に関する相談窓口

名称	内容	問合せ先
子ども発達相談窓口	子どもの発達に関する総合相談窓口	子ども発達相談支援センター △△△-×××××（平日10:00～17:00） △△△市△△△-××× https://www. ...

子育てに関する相談窓口

名称	内容	問合せ先

就学に関する相談窓口

名称	内容	問合せ先

○○県

相談機関

名称	内容	問合せ先

早期教育相談

名称	内容	問合せ先

ひな型は、必要に応じて、各自治体のハンドブック作成に活用いただけます。

保護者向けハンドブックのひな型の提示（平成30年8月29日付け事務連絡）-2

〇〇市の子育て支援－１

以下、子育て支援に関する〇〇市の取組、市内（県内）各施設をご紹介します。

※作成メモ：各自治体の取組について記載してください。

先輩に相談、他保護者との交流

子育てサロン

お子さんと接するときのコツなど、専門家の講義を通じてみんなで考えます。

ペアレントメンター

発達障害のあるお子さんの子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、お子さんが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を実施します。

トレーニング受講

ペアレントトレーニング

保護者の方に、お子さんの行動を冷静に観察して特徴を理解することや、発達障害の特性を踏まえた接し方等を学んでいただき、その実践を通して、お子さんの良いところを伸ばすことを目標とするプログラムです。

ペアレントプログラム

お子さんの行動修正までは目指さず、「保護者の方の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる子育て支援のプログラムです。

通所支援

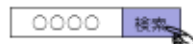
専門的な通所支援

児童発達支援事業所（未就学児）、放課後等デイサービス事業所（就学児）において、生活能力向上のための支援を行っています。

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。



〇〇市子育て応援メルマガ「〇〇〇〇」も、ぜひご活用ください。



-7-

〇〇市の子育て支援－２

施設

※作成メモ：各自治体の施設等について記載してください。（下記例のようにマップ上の位置を示すとより分かりやすいです。）

① 〇〇市子育て支援センター

イメージ

支 援：交流ひろば、子育てサロン
利 用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真

利用料：

〇〇市△△△×××× 〇〇市△△△××××
https://www. . .

② ふれあい交流の場〇〇

イメージ

支 援：交流ひろば、サークル支援
利 用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真

利用料：

〇〇市△△△×××× 〇〇市△△△××××
https://www. . .

③ 〇〇市子育て広場

イメージ

支 援：交流ひろば、子育て相談
利 用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真

利用料：

〇〇市△△△×××× 〇〇市△△△××××
https://www. . .

⑤ □□（放課後等デイサービス）

イメージ

支 援：放課後等デイサービス
利 用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真

利用料：

〇〇市△△△×××× 〇〇市△△△××××
https://www. . .



④ △△

イメージ

支 援：交流ひろば
利 用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真

利用料：

〇〇市△△△×××× 〇〇市△△△××××
https://www. . .

⑥ ××（放課後等デイサービス）

イメージ

支 援：放課後等デイサービス
利 用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真

利用料：

〇〇市△△△×××× 〇〇市△△△××××
https://www. . .

発達障害に係る情報提供の在り方及び教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置

2019年度要求・要望額 22,000千円(新規)

背景

障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、中でも教育と福祉の連携について、文部科学省と厚生労働省の「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」で検討し、以下の課題が挙げられた。

- 国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンター双方のHPについて、教育分野における支援、福祉分野における支援に係る情報を保護者等が活用しやすいようにつながりをもたせるなど工夫すること
- 教育や福祉の分野において発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、各自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方等、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討すること

概要

- 1 発達障害に係る情報提供の在り方と教員、支援者の専門性に関する検討
 - 検討会議の設置
 - 研修の現状と課題把握のための全国調査
 - 教員、支援者に必要な専門性及び求めている情報に関するニーズ調査

- 2 「トライアングル」プロジェクトを推進するための人材確保
 - 的確で具体的な情報提供を行うため関係機関との連携推進に資する人材 1名
 - 教育と福祉に精通し、保護者等への情報提供にも知見を有する人材 1名

検討事項

- ・調査の実施
- ・段階に分けた教員の専門性の整理
- ・HPの見直しなど効果的な情報発信等



検討会議（文科、厚労、有識者、教員、福祉関係者、国リハ、特総研等）
・専門性の向上に向けた研修の在り方等
・HP等の情報発信について

特総研

連携

国リハ

研修の実施

教員

情報提供

家庭、教育・福祉関係者等

役割

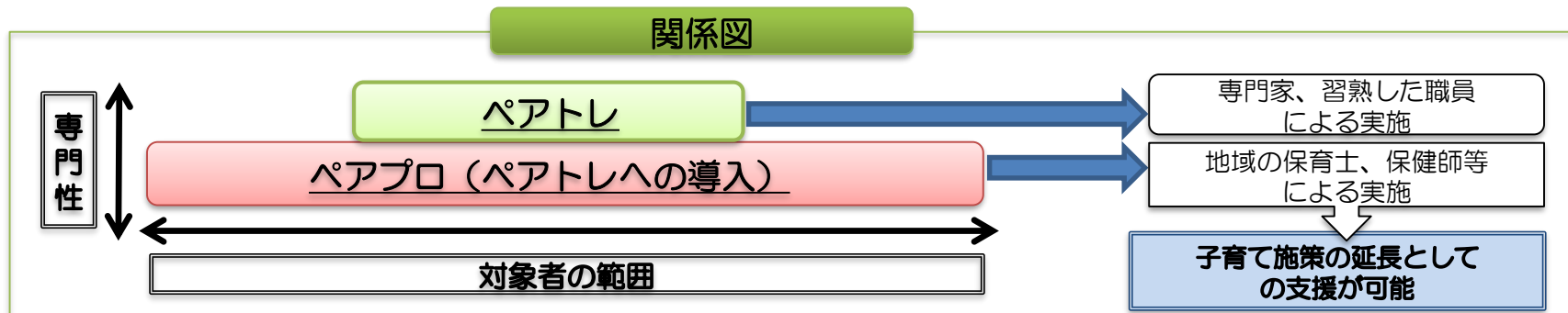
- ・国リハ等関係機関との連絡調整、HPに関する情報収集・整理など、主としてHPのつながりに関する業務
- ・発達障害に関連する教育・福祉関係者や保護者に対する情報収集・提供や、調査に関する資料収集・整理など、主として、専門性の整理、研修に関する業務

効果

広く全ての教員がおさえておくべき専門性、通級による指導の担当教員がおさえておくべきより高い専門性、というように、教員に必要な専門性を段階に分けて整理し研修の在り方を見直すことで、専門性の確保につなげる。また、効果的な情報発信により、家庭、教育・福祉関係者間で必要な情報の共有の促進につなげる。

◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

- ・ペアレントトレーニング(ペアトレ)
親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。
- ・ペアレントプログラム(ペアプロ)
地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



人材育成

事業実施

(都道府県・市町村地域生活支援事業)
発達障害者児者及び
家族等支援事業

(市町村地域生活支援事業)
巡回支援専門員整備

◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

支援の内容等

ペアレントメンター

- 条件
 - ・自分も発達障害者の親
 - ・しかるべき人からの推薦
 - ・守秘義務への同意
- 等

- ・経験を共有
- ・必要な情報を提供

親

- ペアレントメンターの紹介が必要となる状況の例
 - ・診断を受けた後に悲しみを感じている
 - ・支援を受けるまでの順番待ちをしている間に不安を感じている

特徴

- ・同じ親としての共感性の高さ
- ・当事者視点の情報提供

(都道府県地域生活支援事業)
発達障害者支援体制整備

発達障害児者及び家族等支援事業の創設

平成28年8月に施行された改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。家族への支援については、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について補助しているところであるが、新たに家族支援のためのメニューを創設し、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。

<事業イメージ>

平成29年度まで
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害者支援体制整備事業

①地域支援体制サポート

- ・市町村支援
- ・事業所等支援
- ・医療機関との連携

②家族支援体制整備

- ・ペアレントメンターの養成に必要な研修等
- ・ペアレントトレーニングの実施
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施等

※市町村も補助対象化

平成30年度以降
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害児者及び 家族等支援事業

- ①ペアレントメンター養成等事業
- ②家族のスキル向上支援事業
- ③ピアサポート推進事業
- ④その他本人・家族支援事業

都道府県及び市町村で事業実施

①ペアレントメンター養成等事業



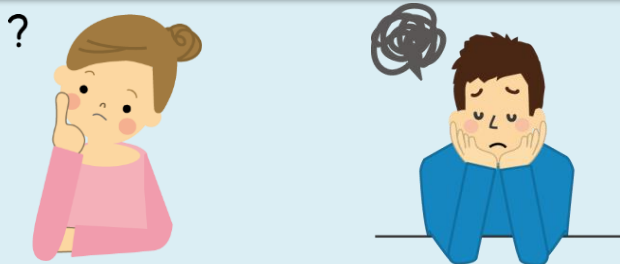
- ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ペアレントメンターの活動費の支援
- ペアレントメンター・コーディネーターの配置等

②家族のスキル向上支援事業



- 保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施等

③ピアサポート推進事業



- 同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- 集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

④その他の本人・家族支援事業



- 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施等

楽しい子育てのための

ペアレント・プログラムの 支援者研修のご案内

① ペアレント・プログラムとは

ペアレント・プログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とした全6回のグループ・プログラムです。保護者の認知の変容（子どもの行動の捉え方を変え、前向きに考えることができるようになること）を目指した内容で、子どもの特定の診断の有無に関わらず、保護者支援に活用することが可能です。また、地域の支援者の方が、保護者支援技術のひとつとして身につけることで、個別支援の一手前、支援の「導入編」として役立つ内容です。
支援者研修では、実際のプログラムに参加するなかで、プログラムを実施するノウハウをお伝えします。

② ペアレント・プログラムの目標

ポイントは
行動で考える

子どもの「行動」の客観的な捉え方を知り、保護者がどのように対応すればよいのかを見つける。

キーワードは
ほめる対応

子どもの「今できていること」に注目し、ほめて対応する。

シェアしよう
仲間づくり

同じ悩みをもつ保護者どうして、子どもの行動やその対応についてともに考え、共有する。

③ 実際にプログラムに参加して学びます

研修は、講義形式の研修1回+プログラムの参加研修（全6回）で行われます。従来行われがちだった、講義を「聞くだけ」という研修のスタイルではなく、保護者がプログラムに取り組む場に一緒に参加するなかで、保護者支援のコツを「身につける」ことができます。

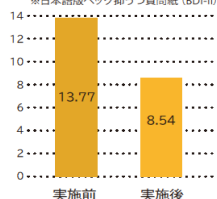
事前研修	プログラムの概要を知る
第1回	現状把握表の書き方を学ぶ
第2回	「行動」の捉え方を知る
第3回	「行動」の分類の仕方を知る
第4回	「ギリギリセーフ」の考え方を知る
第5回	「ギリギリセーフ」の見つけ方を知る
第6回	プログラム全体を振り返る

募集対象

④ プログラムの効果

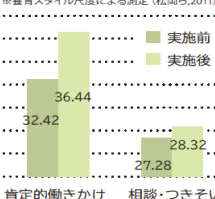
実施前より実施後の方が
抑うつ気持ちが減少

※日本語版ベック抑うつ質問紙（BDI-II）



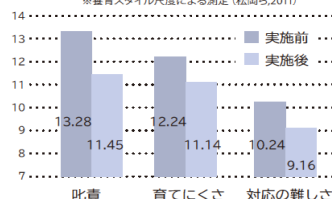
実施前より実施後の方が
ポジティブな関わりが増加

※養育スタイル尺度による測定（松岡ら2011）



実施前より実施後の方が
ネガティブな関わりが減少

※養育スタイル尺度による測定（松岡ら2011）



●ペアレント・プログラムに参加するメリット●

① 保護者を前向きにする具体的な支援ができます。

どの子どもも同じように育てられたいわけではありません。育てにくさを感じている保護者に、子どもの個性に合った子育てを、親子で実現するためのサポートが子育て支援です。
子どもの「行動」を適切に捉え、子どもがものをうまくできるための行動の「コツ」を提案することは、子育て支援の第一歩です。ひとつひとつの行動の具体的な「コツ」を知ること、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにすると同時に、虐待予防としての効果も期待できます。こうした支援を可能にするのが「ペアレント・プログラム」です。



② 個別の支援計画が立てられます。

全6回のペアレント・プログラムの中で、「現状把握表」として子どもの「行動」を書き込むことで、保護者が感じている「育てにくさ」や「困っていること」の原因が浮かび上がってきます。それをもとに個別のケースに合わせた支援計画を立てることが可能になります。個別の支援計画がしっかりできていれば、これから取り組むべき方向性が具体的にわかるため、子どもや家族に関わる支援者間で支援内容を共有しやすくなります。



③ 保護者と支援者が協力するきっかけになります。

多様な家族形態が増えるなかで、子育てに関して誰にも相談できず、孤立しかねない保護者が多い現状があります。ペアレント・プログラムでは、現状把握表を作成する中で、保護者どうしが現状を共有すると同時に、支援者とも話し合う機会が増えるため、支援者との結びつきも強めることができます。さらには、個別の相談・雑談にのちたり、プログラム以外の相談窓口を紹介したりすることで、保護者と支援者が協力して子育てを行うきっかけを作ります。



④ 地域の子育て支援ネットワークを構築できます。

ペアレント・プログラムで保護者が支援者とながりをつくることで、その後の子育てを中心とした地域の支援ネットワークの構築が望めます。
保護者—支援者—行政—福祉—医療—教育—各種相談機関などが相互に結びつき連携することで、子育ての支援ネットワークは強固なものになります。



⑤ 研修に参加した支援者の感想

家族支援について困っていること（参加前）

- 保護者の困り感は聞いてあげられるが、保護者が子育てでうまくと楽しめるような手立てには達していない。子どもの行動の裏側にある部分の捉え方を学んだうえで、力を抜いた子育ての提唱ができると良いと思うが、難しい。（保育士・40代）
- 家庭における子どもの状態にあった支援、発達を促す具体的な方法を継続して伝えることができず、児童発達支援事業中の個別療育につなぐことで、終了している現状がある。親の会や子育ての仲間を作るような支援に結びついていない。（保健師・50代）
- 具体的な子どものほめ方、ほめるコツ、ほめるタイミングのつけ方、困ったときの対処の仕方。（家庭児童相談員・40代）
- 日々お子さんに関わっているが家族支援の大切さを痛感します。保護者に少しでも見通しをもってお子さんと関わってもらえるためには、どのような話をすればいいのかわからないことがあります。（臨床心理士・20代）

プログラム参加後の感想

- 保護者が自分やわが子を肯定的に捉えられるようになり、小さな変化に気づけるようになったりしたことは、大きな収穫であったと感じた。（保育士・40代）
- 毎回保護者の楽しそうな顔を見て、本当にいいプログラムだと感じた。障害の有無に関係なく、子育てでされている方皆さんに通じる内容だと思います。（支援者・40代）
- 日々の忙しさの中で、見落とされている部分や当たり前と捉えている部分を整理することで、新しい発見や発想の転換につながり、より広い視野で子どもと関わっていけるのではないかと感じました。（ヘルパー・50代）
- “できないことをしるのではなく、できることをほめる”こんな簡単なことが日々の保育でできていなかったことに反省しました。子どもにできないことがあっても、怒ることも少なくなりました。自分自身の意識改革ができたと思います。（保育士・40代）
- 子供をほめるときに具体的に〇〇がよかったねと言うように変化した。子どものいいところを見るよう変化した（保育士・40代）

●ペアレント・プログラムへの参加をご検討ください●

巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1「発達障害等に関する知識を有する専門員」

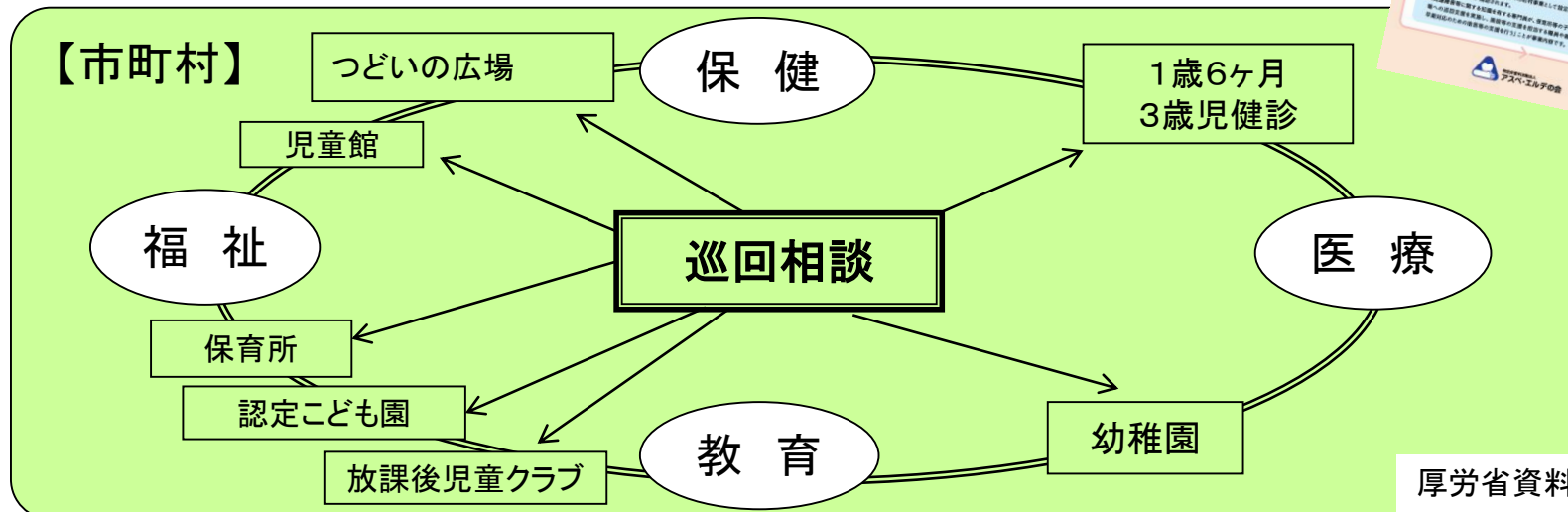
- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

※2「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



■巡回相談支援はどのような人が行っているの？

- 地域で独自に巡回相談支援を行っている場合には、相談員は各地域で決められています。
- 巡回支援専門員整備事業においては、専門員とは、「発達障害等に関する知識を有する」者とされ、具体的には、「医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者。障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者。学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又は、これに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者」とされています。



図 市町村における巡回相談の活動例（厚生労働省資料より）

■巡回相談でこういうことができます！

①子どもの発達支援・相談

保育所や子育て支援センター、学校等を訪問し、子どもたちの様子を見たり、一緒に遊んだりしながら、子どもの発達の様子を把握し、保護者や支援者の相談にのることができます。子どもの発達状況や適応行動の様子を客観的に把握することで、具体的な子どもの支援の方向性がわかります。

②保護者支援・相談

保育所や子育て支援センター、学校等を訪問し、子どもの状況を把握したうえで、保護者の不安や困り感を聴き、発達支援の方向性を提案することができます。また、実際にペアレント・プログラムを地域で実施して、保護者が楽しい子育てをできるようにサポートすることができます。

保護者支援のワンポイント！～ペアレント・プログラム～

ペアレント・プログラムは、子育てに悩む保護者を支援するための、全6回のグループ・プログラムです。ワークを通して、①子どもと保護者自身の「行動」を客観的にとらえること、②できないことを叱るのではなく、今できている行動をほめていくこと、③保護者同士が仲間を見つけること、という3つの目標の達成を目指します。子育ての悩みを整理し、保護者の抑うつを軽減する効果が示されたプログラムです。

③支援者支援・施設へのコンサルテーション

保育所や子育て支援センターだけでなく、児童発達支援事業所等や、学校等を訪問し、子どもが生活する生活環境（教室等）を暮らしやすい、刺激に混乱することのない、理解しやすい環境にするための工夫を提案したり、子どもに合った遊びの提案をすることができます。

日常的に子どもを担当する支援者（保育士等）に対して、子どもの発達状況や適応行動の様子を客観的に把握する方法を提示し、子どもの発達を支援し、楽しい毎日を創り出すための具体的な関わり方を、子どもに合った形で伝えられます。また、個別の支援計画の作成や支援の実施の方向性の助言をすることができます。



支援者支援を通した本人支援のワンポイント！～JASPER（ジャスパー）～

JASPERは、対人コミュニケーションの困難や発語の少なさなどの課題をもつ子どもに対して、遊びを通して、子どもの共同注意（他者と物事を共有する視線や行動）や要求行動に働きかけ、自発的な他者への関わりを伸ばしていく支援技法です。アメリカのカリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）における自閉症スペクトラムの早期支援の研究の中で効果が確認されています。共同注意と遊びをチェックするためのアセスメントも行います。子どもが活動に集中しやすい場所のセッティング、適切なおもちゃの選択、効果的な遊びの提示方法などを支援者が理解できると、施設内の日常生活ではかの子どもに対しても効果的な関わりを行うチャンスが広がります。

④機関連携・つなぎ

巡回相談担当者は、地域内の施設を巡回し相談活動を行うことができます。保健・医療・福祉・教育の各施設がそれぞれの専門性をもって支援を行い、巡回相談担当者が各機関の専門性を尊重しつつ、子どもの特性や行動の理解、支援方法を、機関を越えて「橋渡し」することで、ライフステージを通した「切れ目のない支援」を実現することができます。

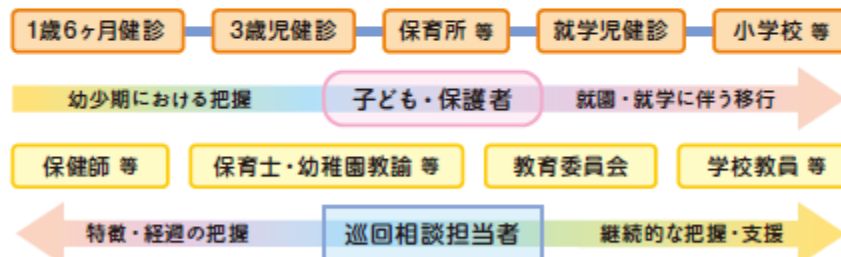


図 地域における子ども・保護者への継続的な支援体制の例

(参考)

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

2019年度要求・要望額 2,777百万円
(前年度予算額 2,398百万円)



○切れ目ない支援体制整備充実事業

1,910百万円 (1,600百万円)
〔補助率1/3〕(拡充)

平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

◆特別支援教育専門家配置(拡充)

医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人 (+300人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業

61百万円 (59百万円)(拡充)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

233百万円 (280百万円)

◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 等

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

○学校と福祉機関の連携支援事業

11百万円 (新規)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

52百万円 (50百万円)(拡充)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

◆特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

146百万円 (104百万円)(拡充)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

69百万円 (86百万円)

教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

219百万円 (146百万円)(拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

(上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等

12,567百万円(11,567百万円)〔補助率1/2〕

○国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金

1,299百万円(1,087百万円)

○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)〔補助率1/3等〕

特別支援教育の対象の概念（義務教育段階）

（平成29年5月1日現在）

義務教育段階の全児童生徒数 989万人



特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

（特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人）

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害（LD）
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害（ADHD）

H19年比で1.2倍
0.7%
（約7万2千人）

H19年比で2.1倍
2.4%
（約23万6千人）

H19年比で2.4倍
1.1%
（約10万9千人）

4.2%
（約41万7千人）



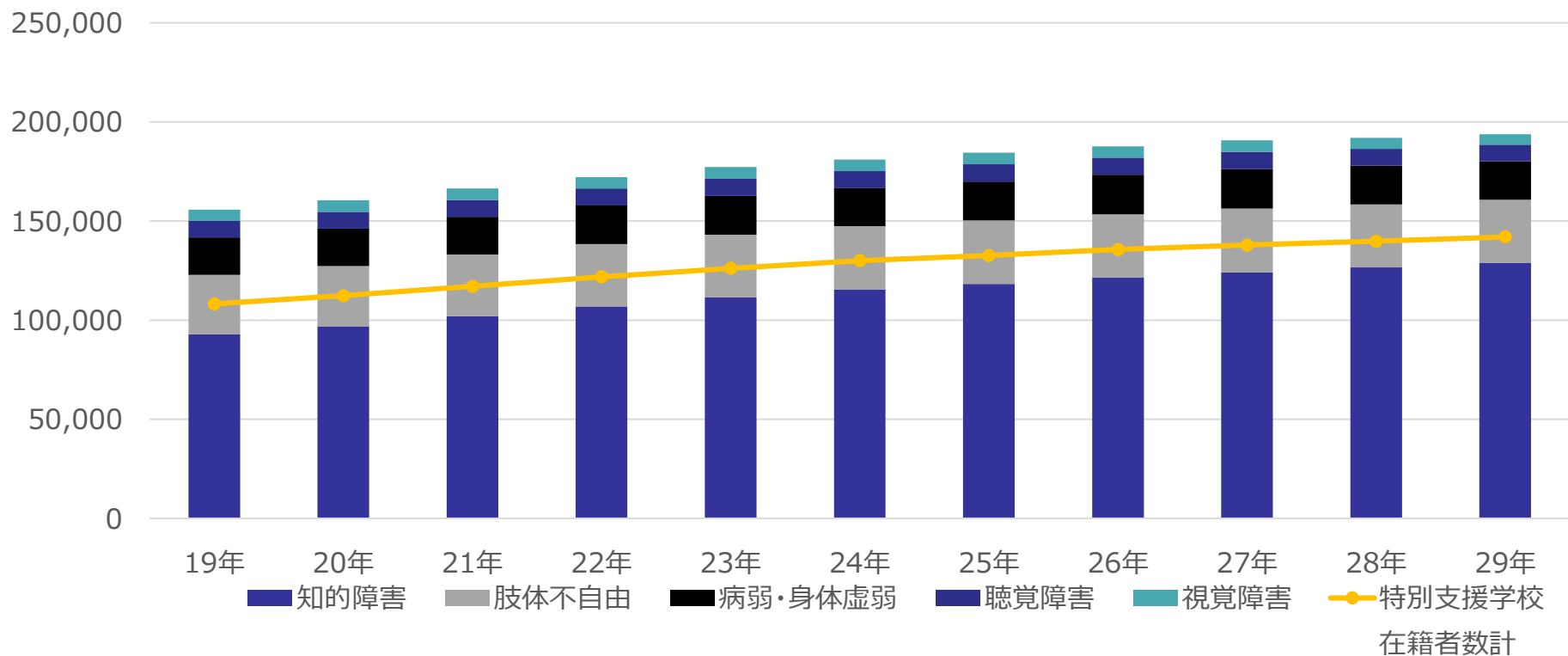
発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

（通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人（うち通級：約250人））

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状（平成29年5月1日現在）～

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	82	116	776	350	149	1,135
在籍者数	5,317	8,269	128,912	31,813	19,435	141,944

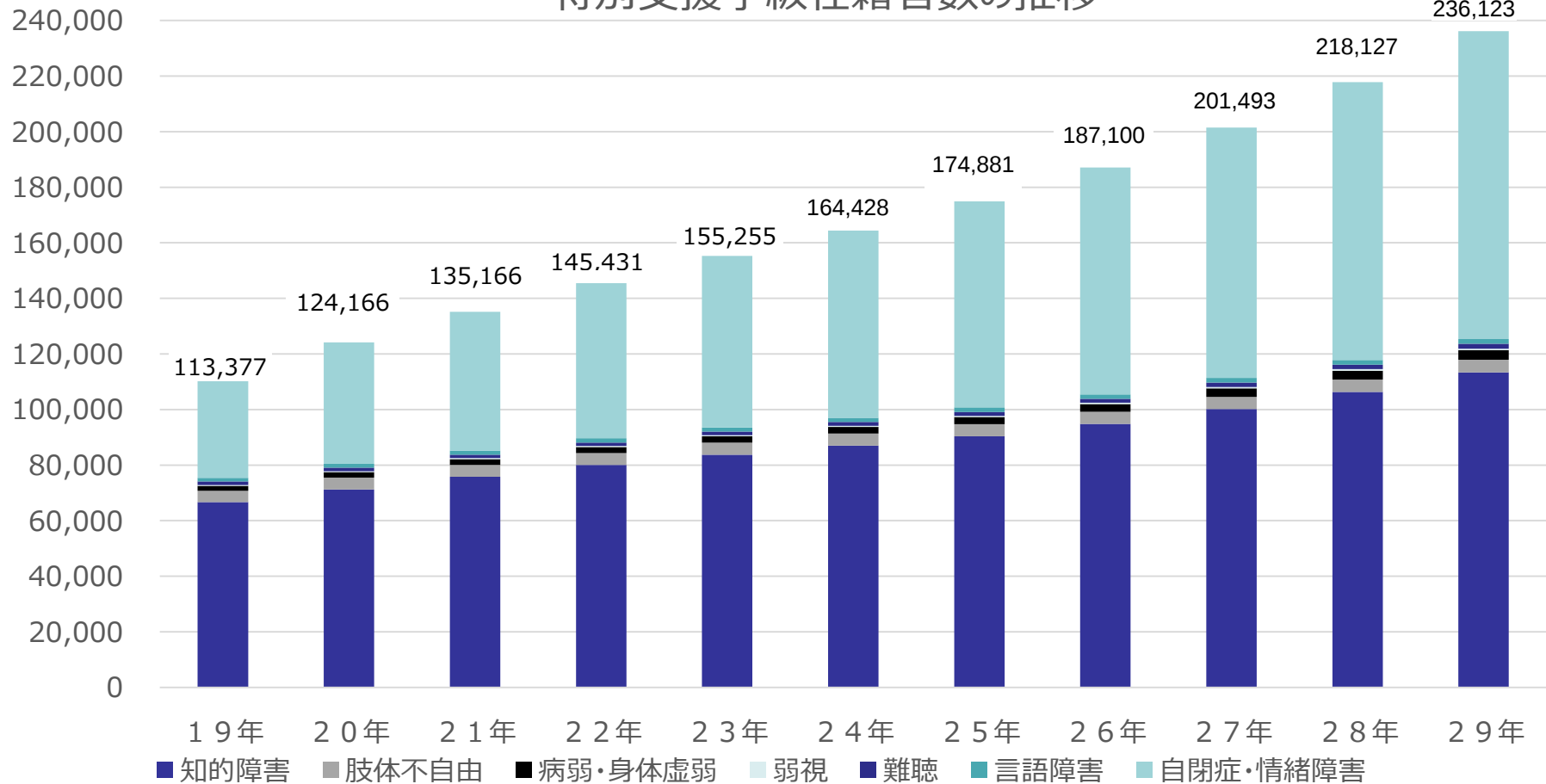
※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状（平成29年5月1日現在）～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校等に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

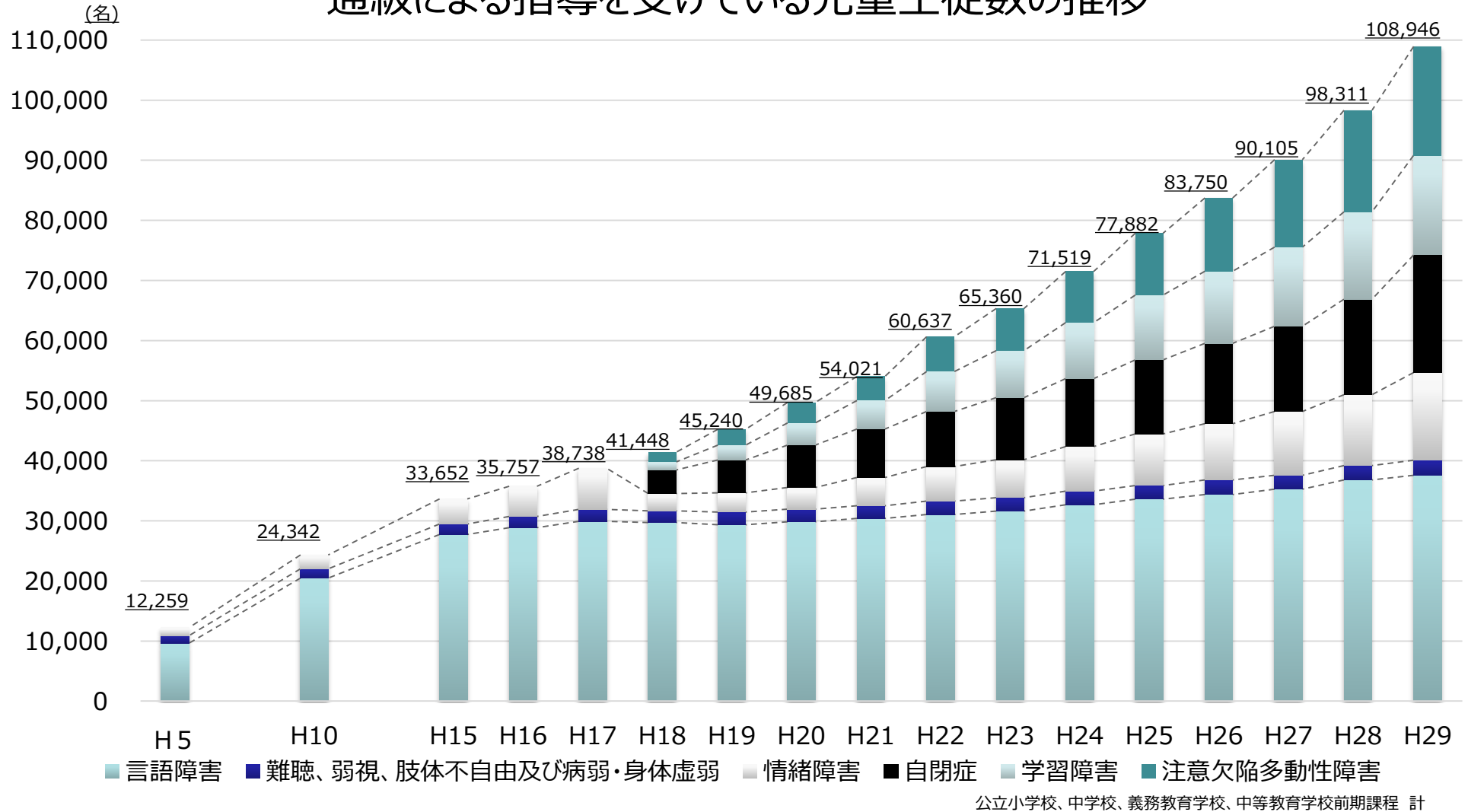
特別支援学級在籍者数の推移



小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程 計

	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	27,128	3,040	2,112	477	1,126	667	25,795	60,345
在籍者数	113,361	4,515	3,505	547	1,717	1,741	110,737	236,123

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定（併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応）
 ※H5、H10は参考として記載。H6～H9、H11～H14は省略

高等学校等における障害に応じた通級による指導の制度化の概要

- ・ 中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H29:11,950人（40倍））しているが、障害のある生徒の中学校卒業後の進路は、主として高等学校又は特別支援学校高等部となっている。
- ・ 障害者権利条約等の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場の整備が求められている。
- ・ このような状況を踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、平成30年度より、高等学校においても、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を実施できることとした。

制度の概要

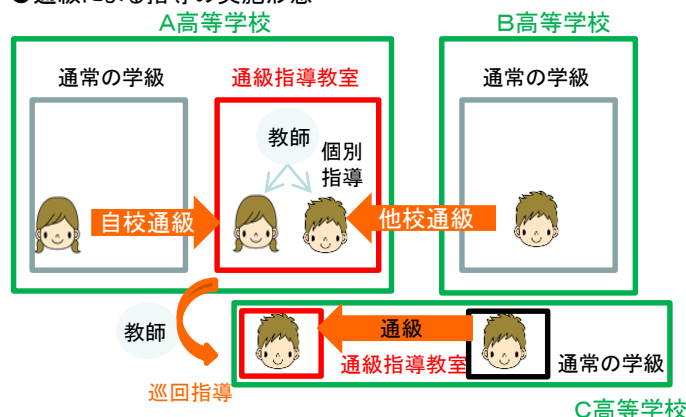
※省令等の改正 公布：H28.12.9 施行：H30.4.1

①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・ 高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、特別の教育課程によることができる。

（※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

●通級による指導の実施形態



②告示の改正

- ・ 障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。
 - ・ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位（※2）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。
- （※2）中学校の時数と同程度

●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 学習の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた特別 の指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-----------------	----------

授業時数
が増加

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 学習の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	----------------	-----------------	----------

文部科学省の取組

- ◆ 教職員定数については、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とした（平成30年度：113人分の経費を地方財政措置）。
- ◆ 発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究を実施。
- ◆ （独）国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県等の指導的立場にある教職員等を対象とした研修を実施。

高等学校等における通級による指導の実施予定状況に関する調査結果(H30.3現在)

都道府県

都道府県名	30年度の 実施予定※2	通級指導教室の設置 予定箇所数※3
北海道	○	4
青森県	○	1
岩手県	○	1
宮城県	○	1
秋田県	○	1
山形県	○	1
福島県	○	1
茨城県	○	2
栃木県	(31年度実施予定)	0
群馬県	○	8
埼玉県	○	4
千葉県	○	2
東京都	○	1
神奈川県	○	3
新潟県	○	1
富山県	○	4
石川県	○	1
福井県	○	6
山梨県	○	2
長野県	○	2
岐阜県	○	2
静岡県	○	1
愛知県	○	1
三重県	(31年度実施予定)	0
滋賀県	○	1
京都府	○	1
大阪府	○	2
兵庫県	○	9

都道府県名	30年度の 実施予定※2	通級指導教室の設置 予定箇所数※3
奈良県	○	1
和歌山県	○	2
鳥取県	○	2
島根県	○	2
岡山県	○	4 (1)※4
広島県	○	未定
山口県	○	9
徳島県	○	1
香川県	○	2
愛媛県	○	1
高知県	○	2
福岡県	○	4
佐賀県	○	1
長崎県	○	3
熊本県	○	3
大分県	○	1
宮崎県	○	8
鹿児島県	○	1
沖縄県	○	1
合計	45	111 (1)

指定都市

指定都市名	30年度の 実施予定※2	通級指導教室の設置 予定箇所数※3
札幌市	○	1
仙台市	—	0
さいたま市	—	0
千葉市	○	1
川崎市	—	0
横浜市	—	0
新潟市	○	1
静岡市	—	0
浜松市	—	0
名古屋市	—	0
京都市	○	1
大阪市	—	0
堺市	—	0
神戸市	○	8
岡山市	—	0
広島市	(31年度実施予定)	0
北九州市	(31年度実施予定)	0
福岡市	(31年度実施予定)	0
熊本市	—	0
合計	5	12

(相模原市は高等学校等を設置していないため掲載していない。)

※1 本調査は、教育委員会に対して公立高等学校等の実施予定を調査したものである。

※2 調査時点で平成31年度以降の実施予定がある場合はその旨記載している。

※3 高等学校等における通級による指導を実施するための通級指導教室を設置する予定の高等学校、特別支援学校やその他の施設(教育支援センター等)の数。(一つの学校等において複数の障害種の通級指導教室を設置したり、複数の学科で行ったりする場合も「1か所」として計算している。他校の生徒を受け入れて通級による指導を行うことを可能としている学校等も含まれる。)

※4 ()内の数値は、各都道府県の設置予定箇所数のうち、通級指導教室の設置予定箇所数に含まれる県内の市町村(指定都市を除く。以下同じ。)立高等学校等における設置予定箇所数である。(記載がない都道府県は、域内の市町村立高等学校等における設置予定がないところである。)